

1
2
3
4
5 (2) 製造用剤として

6 製造用剤としての用途があるカルシウム塩の添加物について、指定添加物で
7 は水酸化カルシウム、炭酸カルシウム、塩化カルシウム及び硫酸カルシウムが
8 あり、既存添加物では、焼成カルシウム類及び消石灰がある。

9
10 「平成22年度 食品添加物の規格基準の向上と使用実態に関する調査研究」
11 によれば、指定添加物であるカルシウム塩の一日摂取量は 79.0273-97 mg/人/
12 日と考えられる(表6)(参照)。また、既存添加物である焼成カルシウム類の
13 一日摂取量は、年間国内総使用量が 453.1 t であることから、仮に 100%が消
14 石灰と仮定すると、カルシウムとして 6.97 mg/人/日でと考えられる(参照)。
15 既存添加物である生石灰の使用量に関する知見は確認できなかったが、仮に焼
16 成カルシウム類と同程度の使用量と仮定すると、カルシウムとして 6.97 mg/
17 人/日と考えられる。

18
19 これらの全て酢酸カルシウム、酸化カルシウムに代替されると仮定すると、
20 添加物「酸化カルシウム」及び「酢酸カルシウム」の製造用剤としての一日推
21 定摂取量は、カルシウムとして 81~8886~93 mg/人/日程度と考えられる。

22
23 以上より、評価要請者は、添加物「酸化カルシウム」及び「酢酸カルシウム」
24 を併せた一日摂取量について、強化剤として 6 mg/人/日、製造用剤として 81
25 ~8886~93 mg/人/日の合計で 87~9492~99 mg/人/日(カルシウムとして)
26 と推定している。(参照)
27

表6. 指定添加物であるカルシウム塩類の摂取量(単位: mg/人/日)

添加物名	一人1日摂取量	一人1日摂取量(カルシウムとして)
塩化カルシウム	<u>29.11</u>	<u>10.59</u>
水酸化カルシウム	<u>2.05</u>	<u>1.11</u>
炭酸カルシウム	<u>109.58</u>	<u>43.33</u>
硫酸カルシウム	<u>81.33</u>	<u>18.94</u>
リン酸三カルシウム	<u>6.33</u>	<u>2.45</u>
リン酸一水素カルシウム	<u>2.57</u>	<u>0.76</u>
リン酸二水素カルシウム	<u>9.59</u>	<u>1.52</u>
ピロリン酸二水素カルシウム	<u>1.71</u>	<u>0.32</u>
合計値	-	<u>73.9779.02</u>